

前回（第9回）研究会における主な意見

1. 研究会報告の取りまとめに向けて

- 中小企業における障害者雇用を促進するには、企業を支援する専門的な機関がないと、なかなか難しいのではないかと。企業を専門にきちっと支援する部署がないと、やはり変わらないのではないかという気がする。例えば、企業支援センターみたいなモデル事業を何力所かやってみて、まず、専門家が仕事のできる環境づくりをするなどの支援策は考えられないか。
【倉知委員】
- 障害者本人と、中小企業の双方が安心感をもてる必要がある。例えば、どういう不安があって、それを解消する方法は何か。そういうことの現状分析から課題を見つけて、その課題を解決する方法、仕組みをつくっていくことが必要でないか。【藤原委員】
- 障害者は少数派で、企業側も知らないから不安があるというのが一番大きなことではないかと思う。そのためには、トライアル雇用のようなチャンスを与えることが必要である。
【藤原委員・小川委員】
- 障害者を積極的に雇用している企業は、案外業績がいいのではないかと思う。大企業も余裕があって障害者を雇用しているのではなく、戦略として障害者を雇用しているのではないか。同じように、中小企業も、障害者を雇用することによって、業績が上がるのではないか。
【藤原委員】
- 今まででは障害者だからできないと思われていたことが多かったと思うが、このところ何年かは、精神の人も含めて、障害者の人は働けないのではなくて、いろいろな支援があれば働けるということが、いろいろなところで実際にできてきていると思うので、障害者の人を雇うということに対して、経営者の人がもっと理解を示して欲しい。【金子委員】
- 丸投げして、中小企業に全部頼むということではなく、本当に困っていることを分析して、それに対する支援策、つまり、障害者に対してではなく、企業に対する支援策をきちっと行えば、企業での雇用が進むのではないかと。今までのように、経営者の情緒、親分肌任せではなく、具体的に分析して、課題を潰していくという作業をしなければ、新しいステップは踏めないのではないかと。【藤原委員・原川委員】
- 中小企業において障害者雇用が低調である背景には、中小企業というのは、もともと障害者雇用については、障害者雇用をするには良い条件にあるにも関わらず、また、障害者雇用に関しての意識をもっているにも関わらず、経営基盤が脆弱であるとか、事業主の仕事が忙しくて余裕がないということがあって、さらに、不況から回復している企業がまだ少ないというよう

なことがあって、現在の状況になっている。そのような背景をきちんと報告書には記述して欲しい。【原川委員】

- 中小企業において、実雇用率が下がったというのは、極端に言えば、分母の実数が下がるよりも、分子の方が下がる率が大きかったというのが現実だと思う。つまり、不況によって、一般の人の雇用率も下がったけれども、それ以上の比率で障害者の解雇というか、雇用率が低くなったというのが、原因であるのではないか。【藤原委員】
- 平成5年以降、なぜ中小企業の実雇用率が下がったのかの理由が記述されていない。それを踏まえないと、中小企業の雇用の促進という、研究会の目的には添わないと思うので、その点を報告書に記述していただきたい。【輪島委員】
- 平成17年から18年にかけて、一番問題になっている100人から299人規模企業の企業も含めて、ほとんどのところで実雇用率が上がっている点について、分析をして、報告書のなかで何らかに触れる必要があるのではないか。【輪島委員・佐藤委員】
- 納付金制度が始まった当時は、中小企業の実雇用率が何故高かったのかということも、何か今後のヒントになることがあるかも知れないと思う。なぜ、現状のようになっているのかということは、今の段階で押さえる必要があるのではないか。【佐藤委員】
- 首都圏の特定の地域以外のほとんどの自治体が中小企業中心なので、中小企業の課題は地方自治体の課題でもあるので、骨子案のところに自治体の関与というところを明記すると、より地域の実状に合った施策が打てるのではないか。【堀江委員】
- この報告書での目標は何なのかということを確認しておく必要がある。【村上委員】
- 中小企業だけの問題ではないが、これから障害者雇用の促進を進めるためには、これまでやってきた福祉での本人支援と、それから、企業の支援が両輪でないと、おそらく無理だと思うので、その枠組みをつくっておかないと難しい。【輪島委員】
- 56人以上99人以下の中小企業の記述と、55人以下の中小企業での雇用支援策が、違うのか、違わないとか、そのターゲットがどうなっているのかということ、報告書のなかに書き分けるのか、書き分けないのかということ、整理した上で、どちらかのコンセンサスで、どういうふうに書き分けるかということが必要なのではないか。【輪島委員】
- 「一緒にいるだけで安心というような形のサポートが必要という場合もあり、専門家ではないボランティアの活用」とあるが、専門家でないボランティアの方を企業のなかに入れて、実際に回るのかということが、本当にそうなのかどうか、あまりよく分からない。【輪島委員】

2. 中小企業における経済的負担の調整の実施について

- 納付金制度を原資とした雇用支援制度というのは、企業の規模に関わらず利用できるもので、今まで納付金の対象でなかった中小企業についても、応益負担という形で少し負担をしていただくということが、現状としては妥当ではないか。【堀江委員】
- 納付金は一体何のためにとるのかということ、きちっと整理する必要がある。【原川委員】
- 300人を境にして、その上下を比較した分析があるが、その差はそれほど大げさに議論する差ではないのではないか。【原川委員】
- この研究会の目的は、中小企業の雇用率をどう上げていくのかということであって、雇用していないからけしからん。だから、納付金を取れということではない。納付金の免除を外すことで、中小企業に障害者雇用の意識を高めてもらって、雇用してもらおうということが目的であると思う。雇用しないことを前提にすると、納付金は取られる。しかし、雇用すると納付金は取られないわけなので、議論すべきことではないという気がする。何故、お金をとることを前提に議論をしているのかわからない。【倉知委員】
- 現在、中小企業について、納付金の義務を特に免除すべきとすれば、何故なのかということを考えないといけない。そうすると、結局は、今までずっと対象になっていなかったからというのが一番大きな理由である。急に中小企業を対象にすると言われても、準備もできない。それは、何ということのない理由だが、非常に重要なことである。【森戸委員】
- 枠組みとしては、原則として、全ての企業に雇用率がかかっているということは、法的な枠組みとしては動かせない気がするので、その出発点は忘れてはいけない。そうは言うものの、経済的な負担というのは重くなる可能性があるので、現実には中小企業の経済的負担が重いとすれば、経済的でない方向でも、何か中小企業にもっと頑張ってもらおうような措置はないか、あわせて考えないとならないのではないか。【森戸委員】
- 納付金がペナルティーでないという考え方については、それなりに理解はできるが、それならそれなりに、もう少しペナルティーでないというふうに理解できるような書き方をしていただきたい。このままでは、大方の方が、ペナルティーだというふうな印象をもつのではないか。【小林委員】
- 現在、300人以上の企業の雇用率が良くなってきていて、300人以下のところは落ち込んでいるというのは、それはいろいろと経済的な理由とかあると思うが、やはり公平に負担していただくという考え方がベースになればいけない。【金子委員】
- 社会全体でやはり障害者雇用ということを理解し、協調して欲しい。社会のなかで共生しな

がらという共生社会の時代では、どうしてもこの納付金制度は守って欲しい。【小川委員】

- 日本では、300人以下の企業の数が多いということであれば、そのところで障害者の雇用を確保していくことがとても重要である。そのためには、やはり中小企業の方が本気になるような制度にしていかななくてはいけないのではないかと。中小企業では障害者雇用促進法は、あまり意識されていないというような声も聞くので、納付金制度は300人以下にも拡大していくべきではないかと。また、法定雇用数は超過しているけれども、給付がない300人以下の企業に対して、調整金を支給していくことが大事であり、そのためにも、納付金の方も併せて負担していただくということが必要ではないかと。【村上委員】
- 企業側の感覚からすると、労働保険と一緒に徴収をするであるとか、法人税と一緒に徴収をするであるとか、徴収の方法についても、一定程度議論をしていただきたい。【輪島委員】
- 目的が、中小企業において、雇用を促進、拡大することであれば、これからの中小企業の雇用への取り組みを進める推進力、積極的なプラスの方向での推進力をつけるということが必要である。自主的に地域のなかで自立をしたいといっている人がいるということであれば、それは、そういう自立をしたいという人の力になるというような仕組みをつくるべきであって、納付金の適用という、かえって水をかけるようなペナルティー的なことをやるということは、私は中小企業の立場を越えても、プラスにならない、むしろ逆効果であると思う。【原川委員】
- 納付金制度は、あくまで過渡的な制度であって、もし雇用が完全に達成されたら、この制度はなくなる。そうすると、今まで恩恵を受けていた、多数雇用している企業に支援をするといったとき、誰から徴収するのかという問題が出てくる。そういう恩恵がなくなったから、やめてしまうということにもなりかねない。そのようなことから、この制度が万能なものではないし、かえって、もう少し企業の実勢とか、社会的責任、地域で生きる者の務めなどで、前向きな環境整備、雇用の推進力をつけるような支援をしながらやっていくことが、国のやる政策としては筋が通っているのではないかと。【原川委員】
- 中小企業で障害者の雇用を拡大することが目的であり、ただ単純に、納付金の対象拡大だという話ではないのではないかと。【佐藤委員】